

府内周遊旅行促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 一般社団法人京都府旅行業協会（以下「協会」という。）は、府内の旅行会社が、安心・安全で京都の魅力の再発見につながる府内旅行を企画し、造成することを支援することにより、府内観光を促進するため、この要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行会社 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により京都府で旅行業の登録を受けた第2種、第3種及び地域限定の旅行業者をいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業の用に供する施設並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65条）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供する施設をいう。
- (3) 観光施設 観覧・遊覧施設、観光レクリエーション施設その他の観光旅行者の利用に供される施設をいう。
- (4) 飲食施設 飲食店、喫茶店その他の飲食物を提供する施設をいう。
- (5) 貸切バス 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可を受けた京都府内に事業所を置く一般貸切旅客自動車運送事業の自動車をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、旅行会社が貸切バスを用いた府内周遊の旅行商品（宿泊を伴う旅行及び日帰り旅行）を造成する事業であって、次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 令和3年10月22日以降に出発し、令和4年3月21日までに帰着する旅行であること。
 - (2) 旅行の行程が京都府、福井県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県に限るものであること。ただし、10月22日以降に出発し、12月31日までに帰着する旅行においては、旅行の行程が京都府内に限るものであること。
 - (3) 旅行の参加予定者が京都府、福井県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県に居住地を有する者であること。ただし、10月22日以降に出発し、12月31日までに帰着する旅行においては、旅行の参加予定者が京都府に居住地を有する者であること。
 - (4) 日帰りの旅行にあつては、旅行の行程に京都府内の観光施設又は飲食施設を1カ所以上組込むこと。
 - (5) 宿泊を伴う旅行にあつては、旅行の行程に京都府内の宿泊施設を1カ所以上組込むとともに、京都府内の観光施設又は飲食施設を2カ所以上組込むこと。
 - (6) 旅行の参加予定者が10名以上であること。
- 2 補助対象事業の補助対象者、補助対象経費、補助金の額及び補助限度額は、別表1に定めるとおりとする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(観光施設・飲食施設及び貸切バス事業者の条件)

第4条 宿泊施設・観光施設・飲食施設及び貸切バス事業者は、「より一層『安心・安全』な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言」に基づく取組を推進する事業所に対して交付される「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付を受けたものとする。（事業所一覧は、京都府観光連盟HPに掲載）

(補助金の交付の申請等)

第5条 補助金の交付を申請する者は、交付申請書（別記第1号様式）に必要書類を添えて、協会に提出しなければならない

(補助金の交付予定額の通知等)

第6条 協会は、前条の交付申請書の提出があったときは、当該書類を審査し、適正と認めた場合は、申請者に対して交付予定額の通知(別記第2号様式)を行うものとする。

2 協会は、前項の場合において、必要があるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付予定額の通知をすることができる。

3 協会は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、申請者に通知(別記第3号様式)するものとする。

(補助金の変更の承認申請)

第7条 補助金の交付予定額の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が事業内容の変更を行おうとする場合には、あらかじめ変更承認申請書(別記第4号式)を協会に提出し、その承認(別記第5号様式)を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が終了したときは、実績報告書(別記第6号様式)を協会に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、旅行終了の日から15日以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金交付額の決定)

第9条 協会は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該書類を審査し、事業の内容が交付決定の内容(ただし、第7条に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容)に適合すると認めた場合は、交付する補助金の額を決定し、補助事業者に、別記第7号様式により通知の上、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第10条 協会は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容を変更することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき

(2) この要領に違反したとき

2 前項の規定は、補助金の額を決定した後においても適用するものとする。

3 協会は、第1項の規定により交付決定を取り消し、又は変更したときは、その旨を速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 協会は、前条の規定により取消し又は変更の決定を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を補助事業者に命じるものとする。

(事業の一時停止)

第12条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、府内の医療提供体制が逼迫するような事態等が発生した場合その他必要な場合は、協会は補助事業を一時休止するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年10月22日から施行する。

この要領は、令和3年12月23日から施行する。

別表1（第3条関係）

補助対象者	第3条に定める旅行商品を造成し、当該旅行を催行した旅行会社
補助対象経費	<p>ア 旅行商品の企画に関する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地視察に係る経費 発地から現地までの交通費 (経済的な通常の経路及び方法により計算した額) ・ 宿泊費 ・ 観光施設の入場料等、施設利用費 ・ その他協会が旅行商品の企画に必要と認めた経費 <p>イ 旅行商品の広報・宣伝に関する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞折込みやチラシ、ホームページ作成等の広報に係る経費 ・ 広報宣伝業務の委託に係る経費 ・ その他協会が旅行商品の広報・宣伝に必要と認めた経費 <p>ウ 旅行商品の安心・安全対策に関する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別表2に定める感染予防対策がなされた貸切バスの借上げに係る経費 ・ コロナ対応保険への加入に係る経費 ・ 感染予防用具（消毒液、サーモグラフィ等）の購入に係る経費 ・ その他協会が旅行商品の安心・安全に必要と認めた経費 <p>エ 第12条の規定に基づき協会が補助事業を一時中止した場合における当該中止期間の旅行のキャンセル料 (第6条第1項の規定に基づき交付予定額の通知がなされたものに限る)</p> <p>※ 人件費等、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用は除く</p>
補助金の額	1回の旅行の催行あたり宿泊5万円、日帰り2万円（限度額）
補助限度額	1旅行業者あたり25万円

別表2

取組内容	<p>貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（第3版） (令和3年11月22日改訂)の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗客に対し、車内でのマスク着用を促す。 ・ 車内での食事やカラオケ等大声を発する行為を禁止している。 ・ 各団体が定める感染防止に関するリーフレットや独自で作成したリーフレットなどを車内に設置し、広く乗客に周知している。
参考	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (covid19_Guideline_20210604.pdf (bus.or.jp)) ・ 貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン (covid-19guideline_kashikiri.pdf (bus.or.jp)) ・ 新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（例）（標準的対策） (guideline_rei.pdf (pref.kyoto.jp))

＜取組内容の確認方法＞

貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドラインの遵守（マスク着用を促す、食事・カラオケ禁止・リーフレットによる周知等）
⇒旅行業者から交付申請時に確認